

日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師要綱 細則

2019年3月24日制定

2023年5月28日改定

2023年9月24日改定

第1章 新規認定

(認定審査の時期)

第1条 プライマリ・ケア看護師の認定審査は、年1回、8月に行う。

2 申請受付期間は、7月1日より7月31日までとする。

(認定審査料)

第2条 プライマリ・ケア看護師認定審査料は10,000円とする。

2 一度払い込まれた認定審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定審査の申請書類)

第3条 認定審査の申請に当たっては、期日までに次のものをプライマリ・ケア看護師認定制度委員会（以下、認定制度委員会）に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書
- (2) 認定審査料を払い込んだ証明書のコピー
- (3) 看護師等免許証のコピー。裏に記載のあるものは裏面のコピーも含む。
- (4) 要綱第7条に定める研修の受講証明書
- (5) 事例報告書

(事例報告書の内容)

第4条 第3条に定める事例報告書は、5事例とし、必須領域から3事例及び選択領域から2事例とする。事例は活動報告でもよい。

- (1) 必須領域3事例
 - トリアージ 1例
 - 慢性疾患管理 1例
 - 家族志向のケア 1例
- (2) 選択領域2事例 次の中から2領域を選択し、各1例を作成する。
 - 小児ケア
 - 虚弱高齢者ケア
 - 在宅ケア
 - 緩和ケア
 - 地域ケア
 - 災害支援
 - アドバンスケアプランニング

健診含むヘルスプロモーション
保育園/幼稚園/学校への関わり
組織マネジメント
倫理的問題への関わり

- 2 事例報告書は、別に定める様式を用いるものとする。
- 3 事例報告書の作成に当たっては以下について注意すること。
 - (1) 5事例は全て異なる患者の事例とすること。
 - (2) 同一事例を複数の看護師等で受け持った場合、他の看護師等の事例報告をそのまま用いないこと。
 - (3) 珍しい事例である必要はない。日常的な事例は歓迎される。
 - (4) 既に出版されている事例の印刷物をもって代替することはできない。

(認定審査)

第5条 認定制度委員会は予め定めた合格基準によって申請書類を審査し、合否の結果を理事会に報告して承認を求める。

- 2 認定制度委員会は、前項の承認を得た合否の結果を申請者に通知する。

(登録)

第6条 審査に合格した者は、登録料を納付することによって、日本プライマリ・ケア連合学会認定 プライマリ・ケア看護師として登録される。

- 2 登録料は5,000円とする。
- 3 一度払い込まれた登録料は返却しない。

(認定証)

第7条 認定証には次の事項を記載する。

- (1) 認定番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 証文
- (5) 認定年月日
- (6) 認定有効期間
- (7) 理事長の氏名、公印

第2章 認定の更新

(認定更新審査の時期)

第8条 プライマリ・ケア看護師の認定の更新審査の申請受付期間は原則として、毎年7月1日から31日までとする。ただし特別な事情がある場合は、認定制度委員会によって変更できる。

- 2 前項の申請受付期間は、その受付開始日の2ヶ月以上前に更新対象者に書面をもって通知する。

(更新審査料)

第9条 プライマリ・ケア看護師認定更新審査料は10,000円とする。

2 一度払い込まれた認定審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定更新の申請)

第10条 認定更新審査の申請に当たっては、期日までに次のものを認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定更新申請書
- (2) 認定更新審査料を払い込んだ証明書のコピー
- (3) 前回の認定日以降に受講した要綱第10条の(1)に定める研修の受講証明書
- (4) 前回の認定日以降に参加した要綱第10条の(2)に定める集会等の参加証明書
- (5) 事例報告書

(事例報告書の内容)

第11条 第10条に定める事例報告書の内容は、第4条に準ずる。

(認定更新審査・登録・認定証)

第12条 認定の更新審査は第5条に準ずる。

2 前項により理事会で認定が承認された者の認定登録を更新し、その更新登録料は無料とする。

3 前項の登録に基づき認定証を交付する。その記載事項は第7条に準ずる。ただし、認定年月日は初めの認定日と今回の更新日を共に記載するものとする。

4 要綱第9条第3項により認定期間の延長を希望する者は、更新審査の申請受付期間開始日より14日以内に、被災によるプライマリ・ケア看護師認定期間延長申請書(様式看護師-6)により申請しなければならない。ただし、この期限後、更新審査の申請受付終了日までに発生した災害の場合は、認定制度委員会が改めて延長申請の期限を定めて告示する。

5 前項の申請があったときは、認定制度委員会は速やかに審査し、延長の可否を決定して申請者に通知する。

6 認定期間の延長が可となったときは、理事長は認定期間延長証明書を交付する。

第3章 認定更新の保留

(認定更新の保留)

第13条 次の場合は、プライマリ・ケア看護師の認定の更新の保留をそれぞれに定める期間を限度として申請できる。

- (1) 更新審査の申請期日までに要綱第10条に定める要件を満たせないとき。期間は1年間のみとする。
- (2) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究または臨床研修のために外国へ留学したとき、または現に留学中であるとき。期間は通算の外国在住期間を限度として3年間までとする。
- (3) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき。期間は療養に要した期間を限度として3年間までとする。病状によって本人が申請できない場合は、認定制度委員会が職権で審査し、保留期間を本人に通知することができる。
- (4) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があったとき、または現に休業中であるとき。期間は実際の休業期間を限度として3年間までとする。

る。

2 更新の保留を申請するときは、その理由を記したプライマリ・ケア看護師認定更新保留申請書（様式看護師-7）を更新審査の申請受付期間内に認定制度委員会に提出しなければならない。前項(3)または(4)による場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。

3 第1項の(1)による保留に引き続き、(2)、(3)または(4)による保留を申請するときは、連続する保留期間を3年間までとする。また(2)、(3)または(4)による保留期間が2年以内の場合のみ、これに引き続き(1)による保留を申請することができる。

4 保留期間中はプライマリ・ケア看護師を名のすることはできない。

5 次の更新日は保留した期間を含まず、更新日から5年とする。

第4章 認定の取り消し

（認定の取り消し）

第14条 要綱第15条に定めるプライマリ・ケア看護師の認定の取り消し事由は、以下の通りとする。

- (1) 看護師等の免許を取消されたとき
- (2) 看護師等の業務停止処分を受けたとき
- (3) 本学会の正会員でなくなったとき
- (4) 定められた期日までに認定の更新の申請がされず、保留の申請もされないとき
- (5) 認定の更新が認められなかったとき
- (6) プライマリ・ケア認定看護師として著しく不適切と認められるとき

2 本則第15条によりプライマリ・ケア看護師の認定を取消されたときは、認定制度委員会は新たにプライマリ・ケア看護師の認定審査を受けることができない欠格期間を定め、該当者に通知する。

3 プライマリ・ケア看護師の認定、認定の更新もしくは更新の保留が認められなかったとき、またはプライマリ・ケア看護師の認定が取消されたときは、様式看護師-8 によって理事長に異議を申し立てることができる。

4 前項の申立てを受けたとき、認定制度委員会は再審議し、理事会に諮った上で、理事長は結果を通知しなければならない。

第5章 細則の改廃

（細則の改廃）

第15条 この細則は、理事会の議決を経て改定または廃止できる。

付則

この細則は2019年4月1日から施行する。

この細則は2023年5月28日から施行する。

この細則は2023年9月24日から施行する。